

# 青森県報

第二千五百二十八号

平成十七年  
九月十二日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……一
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水産振興課) ……一

### 公 告

- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 出先機関……………(同) ……二
- 土地改良区の役員就任及び退任……………(農林水産部) ……二
- 道路の位置の指定……………(むつ県土整備事務所) ……三
- 正 誤……………(高齢福祉課) ……三
- 平成十七年八月三十一日定例告示中……………(同) ……三
- 平成十七年八月二十四日定例出先機関中……………(農村整備課) ……三

## 告

## 示

青森県告示第七百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	指定年月日
医療法人白鷗会	青森市大字羽白字沢田五の二	青森市大字羽白	認知症対応型共同生活介護	まちだパークホーム	平成一七・八・元
				青森市大字羽白一字野木和九三の	

青森県告示第七百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十七年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	指定年月日
有限会社虹ヶ丘ケア・ファミリア	青森市虹ヶ丘一丁目三の二二	青森市虹ヶ丘一丁目三の二二	虹ヶ丘ケア・ファミリア	平成一七・八・元

青森県告示第七百二十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり

り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	加入区 名 称	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間	場 所
	後 潟	青森市大字小橋字田川二六番地 山口 隆 治 青森市大字後潟字大原五一七番地の 一七 坂 本 利 光 青森市大字小橋字福田二番地の 三上 幸 仁	平成十七年九 月十二日から 同月二十六日 まで	後潟漁業協 同組合

### 公 告

#### 県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、鍋川地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

二 土地改良事業計画書の写し

三 縦覧の期間

平成十七年九月十三日から同年十月十三日まで

四 縦覧の場所

鰺ヶ沢町役場

#### 県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、中村川地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

二 土地改良事業計画書の写し

三 縦覧の期間

平成十七年九月十三日から同年十月十三日まで

四 縦覧の場所

鰺ヶ沢町役場

### 出 先 機 関

#### 土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、豊田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年九月十二日

中南地方農林水産事務所長 喜 多 山 秀 美

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理 事	長尾 勝雄	弘前市大字福田字花岡四五の一	平成 一七・九・三 就任
"	外崎 栄三	大字外崎二丁目六の五	平成 一六・三・三 退任

むつ県土整備事務所告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年九月十二日

むつ県土整備事務所長 木村 正博

位置	むつ市松山町二三及 び三二の三	延長	二六・〇五メートル	幅員	六・〇八メートルから 六・一〇メートルまで	指定 年月日	平成 一七・九・一
----	--------------------	----	-----------	----	--------------------------	-----------	--------------

正  
誤

高齢福祉保険課

発行年月日 発行番号	平成一七・八三 第二五三三号	区分	告示	番号	第七〇二号 第七〇三号	ページ	二 二	段	上 上	行	表中 表中	誤	正
											訪問介護事業所イリエ 訪問介護事業所イリエ	訪問介護事業所イリエむつ営業所 居宅介護支援事業所イリエむつ営業所	

農村整備課

発行年月日 発行番号	平成一七・八三 第二五三三号	区分	告示	番号	第七〇二号 第七〇三号	ページ	二 二	段	上 上	行	表中 表中	誤	正
											訪問介護事業所イリエ 訪問介護事業所イリエ	訪問介護事業所イリエむつ営業所 居宅介護支援事業所イリエむつ営業所	

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭